

平成29年7月九州北部豪雨災害に関する緊急要望

平成29年7月5日からの記録的な梅雨前線豪雨により、九州北部を中心に、河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生しました。

福岡県、大分県では、尊い人命が失われるとともに、多くの建物被害、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、さらに農林水産業や商工業等まで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動が大きな打撃を受けています。

こうした中、福岡・大分両県では、住民の生命・身体の安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、避難者の支援等に全力を挙げて取り組まれているところですが、今回の深刻な事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

このため、被災地が復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻せるよう、下記8点をはじめ、福岡県の「7月5日からの大雨の災害対策についての緊急要望書」並びに大分県の「梅雨前線豪雨災害に関する緊急要望書」に対し、政府を挙げて取組が実施されることを要請します。

記

1 激甚災害の早期指定について

平成29年7月5日からの九州北部の豪雨による災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用すること。

2 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進について

早期に復旧事業に着手できるよう、公共土木施設、水道施設、農地、ため池、林地等について速やかに災害査定を行うとともに、復旧事業の採択と予算の確保を図ること。また、災害復旧事業の実施においては、原形復旧ではなく再度災害が起こらない改良復旧工法を積極的に推進すること。

3 被災者の生活再建への支援について

被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われ、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、災害援護資金貸付金に係る貸付限度額の引上げや利率の引下げ等、支援の拡充を図ること。

4 災害廃棄物処理への支援について

膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業の早期採択及び予算の確保を行うこと。また、災害に伴って発生した漂流・漂着物や土砂、海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

とりわけ今回の災害は、土砂災害にとどまらず、立木等も一体になって流下し、被害の拡大をもたらす流木災害が顕著であることから、山地災害としての原因究明及び実態調査を実施するとともに、それを踏まえたハード・ソフト対策を推進すること。

5 農林水産業や商工業への支援について

農林水産業の生産活動の再生や中小企業・小規模事業者の事業再開が迅速にできるよう、早期の天災融資法発動やセーフティネット保証4号の対象地域の拡大、被災農業者向け経営体育成支援事業の早期実施による生産施設・機械の復旧等支援のほか、小規模事業者持続化補助金の拡充等を行うこと。

また、農業共済金の早期支払い、果樹の改植に係る支援制度の拡充等、営農再開に必要な支援を行うこと。

6 観光産業に対する支援について

夏休みを直前に控え、旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

7 JR久大本線・JR日田彦山線の早期復旧に向けた支援について

JR久大本線及びJR日田彦山線は、地域住民の生活を支える移動手段であるとともに、特にJR久大本線は観光ルート上も重要な路線のため、早期に全線復旧できるよう、九州旅客鉄道株式会社に対する特段の配慮をすること。

また、不通区間については、代行輸送について配慮をすること。

8 復旧・復興に向けた財政支援について

被災県及び被災市町が行う応急対策や復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

平成29年7月20日

全国知事会

会長 山田 啓二

全国知事会危機管理・防災特別委員会

委員長 鈴木 英敬